

けやきの郷の利用料減免制度のご案内

【 減免制度とは？ 無料・低額老人保健施設利用事業 】

社会福祉法第2条第3項第10号に基づき行う無料・低額老人保健施設利用事業で経済的理由により施設入所することが困難な方に対して、安心して介護サービスを受けていただくために施設利用料等を無料又は低額（以下「減免」という。）にてご利用していただける制度です。

1. 利用料の減免を受けられることができる方

入所を希望している方で、以下のいずれかの要件等に該当する方が申請を行うことができます。

- (1) 生活保護法による被保険者である。
- (2) 利用者の世帯等において利用料の支払いが困難と認められるとき。
- (3) その他特に施設長が必要と認めたとき。

2. 費用の減免額について

介護老人保健施設サービス費に要した費用（食費・居住費・室料差額・日用品費等を含む）の10%以上から全額までの範囲内。

3. 減免申請の流れ

減免申請受理後、関係書類の確認・審査を行い減免額の決定をします。

4. 減免申請に必要なもの

- (1) 減免申請書（施設にて配布）
- (2) 世帯全体の収入がわかるもの（世帯全員の所得課税証明書・公的年金等の源泉徴収票・給与明細など）
- (3) 印鑑
- (4) その他、審査上必要と認められるもの

5. その他

介護老人保健施設によって減免基準や申請手続きが異なりますので施設の支援相談員にご相談の上、手続きを行ってください。

《問合せ先》

社会福祉法人黎明会 介護老人保健施設 けやきの郷

〒187-0032 東京都小平市小川町1丁目485番地

TEL 042-345-5321

- 受付時間 月～土 9:00～16:00
- 受付担当 支援相談員（松永、内堀）